

第1回「ふるさと投資」連絡会議（設立総会）

日時：平成26年10月31日（金）14:50～15:10

場所：東京証券会館6階会議室

次 第

- 1 開会
- 2 挨拶（内閣官房地域活性化統合事務局長）
- 3 規約の決定について
- 4 会長等の選出について
- 5 懇談
- 6 閉会

（配布資料）

- ・「ふるさと投資」連絡会議規約（案）

＝次回（第2回）「ふるさと投資」連絡会議＝

・日時：12月1日（月）15時30分～17時30分（開場15時）

・場所：中央合同庁舎8号館1階講堂（千代田区永田町1-6-1）

「ふるさと投資」連絡会議規約

(目的)

第1条 この規約は、「ふるさと投資」連絡会議（以下「連絡会議」という。）の組織及び活動に関する事項を定めることにより、連絡会議構成員等（以下「構成員等」という。）が、資金の大都市から地方への流れや地域内での循環、住民による直接的な資金提供のしくみとして、ふるさと投資の普及・促進を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この規約において「ふるさと投資」とは、地域資源の活用やブランド化など、地域活性化に資する取り組みを支えるさまざまな事業に対するクラウドファンディング等の手法を用いた小口投資であって、地域の自治体や地域づくり団体の活動と調和が図られたものをいう。

(活動)

第3条 連絡会議は、第1条の目的を達成するため次の活動を行う。

- (1) ふるさと投資を活用した地域活性化の総合的検討
- (2) 構成員間での情報交換
- (3) 関係省庁との情報交換
- (4) 普及・促進に係る施策の提案
- (5) その他目的達成に必要な事項

2 連絡会議の活動は、平成27年度末までとする。

(組織)

第4条 連絡会議は別表に定める構成員等により組織する。

- 2 構成員等の変更にあたっては、事務局は関係する構成員等に意見を聴くものとする。
- 3 連絡会議は、アドバイザー及び関係省庁の協力を得て、活動を行うものとする。

(役員)

第5条 連絡会議に次の役員を置く

- (1) 会長 1団体
 - (2) 副会長 1団体
- 2 会長は、構成員の中から互選する。

3 副会長は、構成員の中から会長が指名する。

(役員役割)

第6条 会長は、連絡会議を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐する。

(事務局等)

第7条 連絡会議の事務局は、内閣官房地域活性化統合事務局が務める。

2 連絡会議の庶務は、内閣官房において処理する。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成26年10月31日から施行する。

別表 構成員等

[平成 26 年 10 月 31 日設立時点]

・構成員

地方公共団体

北海道、北海道釧路市、岩手県陸前高田市、宮城県登米市、山形県、福島県、新潟県、新潟県妙高市、新潟県粟島浦村、栃木県、群馬県、埼玉県、静岡市、大阪府、兵庫県、奈良県葛城市、鳥取県、島根県、岡山市、岡山県西粟倉村、広島県、愛媛県、北九州市、佐賀県、熊本県、熊本県大津町、熊本県錦町、熊本県相良村

地域金融機関等

北海道銀行、北洋銀行、七十七銀行、秋田銀行、北都銀行、荘内銀行、山形銀行、福島銀行、第四銀行、北越銀行、常陽銀行、足利銀行、栃木銀行、武蔵野銀行、埼玉縣信用金庫、千葉銀行、西武信用金庫、多摩信用金庫、横浜銀行、北陸銀行、八十二銀行、十六銀行、飛騨信用組合、静岡銀行、清水銀行、愛知銀行、名古屋銀行、三重銀行、百五銀行、滋賀銀行、京都信用金庫、池田泉州銀行、みなと銀行、山陰合同銀行、広島銀行、山口銀行、西京銀行、伊予銀行、西日本シティ銀行、肥後銀行、大分銀行、沖縄銀行、新生銀行、日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫

支援団体等

全国銀行協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会、第二種金融商品取引業協会、GREEN FUNDING、サイバーエージェント・クラウドファンディング、ジャスト・ギビング・ジャパン、スペースマーケット、FAAVO、ふるさとテレビ、ミュージックセキュリティーズ、READYFOR?

・アドバイザー（学識経験者等の有識者） 順不同

塩澤 修平 氏 慶應義塾大学経済学部教授
赤井 厚雄 氏 早稲田大学総合研究機構研究院客員教授
保井 俊之 氏 地域経済活性化支援機構専務執行役員政策審議役
吉野 直行 氏 アジア開発銀行研究所所長、慶應義塾大学名誉教授、金融審議会会長
日本政策投資銀行
日本証券業協会

・関係省庁

金融庁、経済産業省、国土交通省、農林水産省、内閣官房地域活性化統合事務局